

議案第65号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月 14 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、青戸六・七丁目地区
地区計画及び東新小岩二丁目地区地区計画（計画図に表示する複合地区）の区域内におい
て、ダンスホールを規制の対象から除外するほか、所要の改正をする必要があるので、本
案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 東京都市計画亀有駅東地区地区計画の項中「第2条第1項第5号から第8号ま
でに規定する営業」を「第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業又は同条第11
項に規定する特定遊興飲食店営業」に、「第2条第1項各号に規定する営業」を「第2条
第1項に規定する風俗営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」に改め、「ス
ケート場」の次に「、水泳場」を加え、「又は観覧場」を「、観覧場又はナイトクラブそ
の他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（1に掲げる建築物を除
く。）」に改め、同表東京都市計画さくら並木の道沿道地区地区計画の項中「第2条第1
項第5号から第8号まで又は第5項に規定する営業」を「第2条第1項第2号から第5号
までに規定する営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定す
る特定遊興飲食店営業」に改め、同表東京都市計画東新小岩一丁目地区地区計画の項及び
東京都市計画小菅一丁目地区地区計画の項中「第2条第1項各号、第6項各号又は第9項
に規定する営業」を「第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性

風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」に改め、同表東京都市計画青戸六・七丁目地区地区計画の項ア欄中

「

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 5 | マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの |
| 6 | 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 |
| 7 | キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの |
| 8 | 自動車教習所 |
| 9 | 倉庫業を営む倉庫 |
| 10 | 畜舎 |

」を

「

- | | |
|---|--|
| 5 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号、第2号若しくは第4号に規定する営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物 |
| 6 | 劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（5に掲げる建築物を除く。） |
| 7 | 自動車教習所 |
| 8 | 倉庫業を営む倉庫 |
| 9 | 畜舎 |

」に

改め、同表東京都市計画南水元一丁目・二丁目地区地区計画の項中「第2条第1項第1号から第6号」を「第2条第1項第1号から第3号」に改め、「規定する営業」の次に「又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」を加え、同表東京都市計画東立石四丁目地区防災街区整備地区計画の項及び東京都市計画四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画の項中「第2条第6項各号又は第9項に規定する営業」を「第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業」に改め、同表東京都市計画東新小岩二丁目地区地区計画の項ア欄中

「

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 2 | キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する |
|---|-----------------------------------|

もの

- 3 倉庫業を営む倉庫
- 4 ぱちんこ屋その他これに類するもの
- 5 カラオケボックスその他これに類するもの
- 6 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものに限る。）及び動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。）

」を

- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号、第2号若しくは第4号に規定する営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物
- 3 倉庫業を営む倉庫
- 4 カラオケボックスその他これに類するもの
- 5 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものに限る。）及び動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。）

」に

改め、同表東京都市計画堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画の項中「第2条第6項各号又は第9項に規定する営業」を「第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。